

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和４年栃木県条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を<u>図り</u>、若しくは本人その他の者に<u>損害を加える</u>目的で提供し、又は盗用したときは、<u>2年</u>以下の拘禁刑又は<u>100万円</u>以下の罰金に処する。 第57条 偽りその他不正の手段により、<u>開示決定</u>に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を<u>図る</u> _____目的で提供し、又は盗用したときは、<u>1年</u>以下の拘禁刑又は<u>50万円</u>以下の罰金に処する。 第57条 偽りその他不正の手段により、<u>第24条第1項の決定</u>に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和９年１月17日から施行する。